

慶弔に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、公益財団法人リーガル・エイド岡山（以下「LA岡山」という。）の慶弔金品の支給に関する事項について定めることを目的とする。

(慶弔金の種類)

第2条 LA岡山が支給する慶弔金品については、LA岡山に対して特に功績のあった者の死亡について、金50,000円以下及び供花の範囲で、理事会で定める。

(理事長の専決)

第3条 理事長は、緊急かつ必要と認められるなど特別の事情のある場合は、第2条に定める範囲内で慶弔金品の支給の要否及び金額の増減を専決することができる。ただし、理事長は、当該専決の後、遅滞なく理事会へ報告しなければならない。

2 本規則その他成規に定めのない事項については、必要の都度理事長の定めるところによる。

附 則

本規則は、LA岡山理事会の承認があった日（令和2年6月1日）から施行する。